

## 書評

アラン・チェドヴィ著

### 『尊の女——カロライン・ノートンの物語』

溝口薰

カロライン・ノートン（1808-1877）は、19世紀イギリスにおける女権運動の先駆者一人として、また活発な文筆活動や社交生活、あるいは私生活上の派手なスキャンダルによって、同時代人に強烈なインパクトを与えたく反逆的女性であるが、その功績と人物についての公平な評価と真相究明は久しく待たれた課題であった。アラン・チェドヴィによるこの伝記は、憶測と偏見に包まれたこの女性についての資料に細心公正に取り組むものであり、既婚女性の法的権利の一部獲得を実現し、19世紀中ごろから破竹の勢いで発展して行く女権運動の口火を切った彼女の役割を、歴史の中に明確に位置づけている。とともに、不見識ともいえる振舞いにおよぶことも一切ならず、また中年を過ぎてもなお衰えぬ美貌をもって妖女ぶりを發揮し、「英國一の破廉恥女」とまで噂されながら、その悪評をかわしつつ、引き裂かれた息子達を取り戻すべく粘り強く働き、かつは人口に膾炙した詩や小説を発表し続けた特異な人物像についての分析も明快である。チェドヴィは彼女に、時代の女性をめぐる内外の拘束を振り切ろうとして振り切れない限界点を鋭く見抜き、〈反逆〉をめぐってその劇化と正当化に明け暮れた女性としてその一生を描く。19世紀の多様な女権運動の一角また、当時の女性をめぐる様々な事情について理解の深まる読み易い伝記である。

本書はノートンの人生の最大の転機となったメルボーン対夫ノートンの裁判の判決を境として二部構成でその人生を再構築する。（短い第3部も付いてい

るが、これはメレディスの彼女をモデルにした小説『クロスウェイ館のダイアナ』(1885) をめぐる後日談である。) 以下本書に即してノートンに関する興味ある側面をいくつか紹介してみる。

### (1) 生い立ちから結婚まで

カロライン・ノートンは有名な劇作家リチャード・プリンズリー・シェリダンの孫として生まれ、若い時期は裕福な結婚相手をさがすことだけを人生の目的としていた当時の上流階級女性の典型として過ごしている。美貌と才気が金銭的条件の不利を補って、姉妹は皆然るべき先にかたずき、カロラインもそのはずであった。しかしながら皮肉にも姉妹の中でも最も機知に富み、詩人バイロンに憧れ、最もコケティッシュであった彼女の相手は、彼女とは凡そ馬のあいそうもない鈍感で冷やかな男であった。しかもさらに皮肉なことには、夫となったノートンには口ほどにもなく財産がなかった。生活の安泰を目論んだ女の側が美女を自分の飾りにしたい男に一杯食わされたわけである。が、カロラインには気の毒でも、この急ぎすぎた結婚がなければ、その後の彼女の活躍はなかったであろう。

体面を保つ生活をするため、また憂さ晴らしも兼ねてカロラインはこの頃から詩を書き始め、*The Sorrow of Rosalie, A Tale with Other Poems* (1829) を手始めに次々と成功をおさめる。一方社交にも精をだし、弁護士の資格を持ちながら開業する気は毛頭ない夫のために実入りの多い閑職を世話をもらおうと政界要人に書状を送り、これが縁となってメルボーン卿とも知り合っている。

リージェンシー時代の伊達男であり、ロマン派詩人とも浅からぬゆかりで有名な、加えて豊かな教養を持ったこの初老の紳士は、父親のいなかつたカロラインにとって唯一偉大な存在であった祖父を彷彿させたものか、たちまち親密になる。メルボーン卿がホイッグ党を率いて政権を握った数年は、彼の後押しを受けてカロラインは、党内の有力者達の間にあって永田町の女帝ならぬウェストミンスターの女帝として影響力を振るう。政界入りを狙っていたディズレ

イリをメルボーンに紹介するなど後援したのはこの頃である。

しかしながら家庭生活は3人の子供をもうけながらいよいよ悲惨であった。「賢げ」な女を嫌った夫ジョージは彼女のお蔭で経済的にも安泰となったにもかかわらず、口論になる度に暴力を振るった。またあろう事か、世話になったメルボーンにもはやそれ以上の利益が期待できないとわかるや、彼を相手に妻に対する「犯罪的会話」("criminal conversation")—当時の「姦淫」の婉曲語一を理由に提訴に及び、妻の顔に泥を塗るばかりか、その手元から子供達を奪い取り、あまつさえ家から締め出してしまったのである。

## (2) 女権運動

当時の女性は結婚すると、「夫婦は一体」とした法により、一切の経済的、社会的、法的権利を夫に譲らねばならなかった。それは結婚前に所有していた財産だけでなく、結婚後夫によらず自力で得た収入も、また子供に対する親権も一切夫のものであるとしたのである。また妻は夫に非道な扱いを受けてもそれを訴える資格もなかった。なぜなら女性はいわば法的には存在しないのだから、訴えても取り上げる法的根拠はなかったのである。女性を一人前と見ないこの法的な見解は、実は中世の封建制度の下で生まれたものであった。たとえ領地を相続しても戦士として王の戦いに参戦できない女性が結婚と同時にその封土の義務を土地の権利と共に夫に譲り渡した昔に遡るのである。カロリンは子供会いたさのため、また自分の生活のため、中世の考え方を未だに引きずっている法の不合理を論難してゆくことになる。

彼女の名を高からしめた *Observations on the Natural Claim of a Mother to the Custody of her Children as Affected by the Common Law Right of the Father* (1837)、また父母の子供に対する権利の平等を明確に打ち出した *The Separation of Mother & Child by the Law of Custody of Infants, Considered* 等、母親の子供に対する保護権に関するパンフレットはこうした事情のもとに生まれた。そして、例え気鋭の議員であったタルフォードらの活躍によって1839年、幼児の保護権に関する法律が議会で認められ、先ずは親権というかた

ちで既婚婦人の法的権利の獲得が実現したのである。

さらにカロライン・ノートンは *English Laws for Women in the Nineteenth Century* (1854)、および *A Review of the Divorce Bill of 1856, with Propositions for an Amendment of the Laws Affecting Married Persons* (1857)において、夫と別れた女性の財産権をめぐる不公平を糾弾する。これもまた多くの議員である友人に支持され、1857年離婚法として成立する。この法律は一般には複雑であった離婚法の整備として知られているが、その条項には彼女の文章がそのまま活かされ、離婚にしろ別居にしろ夫と別れた女性の財産権のみならず、訴訟や契約を行う法的資格が明記されているのである。

ところでカロライン・ノートンの女権運動の特徴をまとめてみると次のような点が挙げられる。1) 個人的動機が強い。2) 単独で行動し、議員などの男性に支持者を求め陳情によって実現する。3) 信条としては保守的。実際ノートンが女性に関する法律の改正に目をつけたのは、フェミニズムに深く共鳴したからというよりは、個人的問題を解決するため最も実効性のあるやり方であったからであった。その意味では大胆かつ天才的だったが、自分の利益に関わる事でなければ熱心でなかったし、自らが主張した権利の平等化の正義は信じていても、男女間における能力の平等ははっきりと否定していた。他の女性との連帯については、彼女が登場したのは、まだバーバラ・リー・スミス（後のボディーション夫人）が出て活動グループ、ラムベス・サークルを作る以前であったことも考慮しなければならないだろう。しかし1850年代後半の改正時に労働者の既婚婦人の財産権獲得を主張しつつあったスミスとカロラインは手を結ぶことはなかった。後になればなるほど、ノートンは多くの既婚女性の救済者、法の改革者としての自負も相当に持つようであるが、結局は真に大義の価値を信じ得なかったと思わせるようなエピソードが示されている。それは1857年の離婚法成立直後のことである。弁護士の友人が彼女の功績を讃えて、彼女がそれまでに記したパンフレットを美本に装丁してプレゼントしたところ、運動に明け暮れた過去に強い後悔の念を示しているのである。「今こうして事をなし

終えてみると、そのように生きなからばらば、何もなし得なかつたのならばどんなにかよかつただらうと思うのです」と。

確かに彼女の運動の20有余年はほとんどが夫との権利をめぐる闘争でもあつたから個人的充足の少ない人生であったことに慨嘆してもっともだらう。そこに公的な名誉にすがって自分を飾ろうとする虚栄はなく、個人的な感情に率直でむしろ感動的でさえある。しかし彼女には大義に自らを捧げる心の大きさ、あるいは女権運動の歴史的意味を見極める見識を養うに至らなかつたことは確かであらう。しかしそのことは彼女の残した功績とは関係がない。それはそのまま19世紀における女権運動の一側面なのである。

### (3) スキャンダルと文筆活動

メルボーン対ノートン裁判は歴史上はメルボーンに罪なしとされて決着しているが真相はどうであったか。チエドソイもそのあたりの事情ははっきりしないとしながらも、<姦淫>がこと性的な交渉にのみ関わるものならば、判決のとおり彼らの間には何もなかつただらうとしている。もっとも裁判の前後から急速に冷淡になったメルボーンに対してカロラインは未練たっぷりであった。政権倒壊の危機の最中、疎遠を詰る手紙をはばかることなく送り付けているのである。ただこのときカロラインは家庭的には不幸の極みにあり、社交界からも貝殻追放の身の上で、八方塞がりであったことを考えるならば、むしろそこから立ち上がって法の改正に挑んだ不撓性にこそ注目すべきかも知れない。

彼女の愛情の飢餓は、結局もう一人のもっと若い人物によって現実に満たされたようだ。しかしピール政権の期待の星であったシドニー・ハーバートは、彼女によって穀物法に関わる内閣の方針をおそらくは軽率に漏らされ、ピール失墜の原因を作ることとなる。それでも彼らの関係はシドニーの結婚後迄続いたらしい。よくよく<傾城>の星が付いていたのであらうか、シドニーはあたかも彼女によって命を縮めたかのように働き盛りであえなく亡くなる。

男性にとっては脅威のバンプに見えたかも知れない彼女であるが本人にしてみればどうだったのであらう。メルボーン裁判以降、醜聞を起こした女として

烙印を押されたノートンは好んで男性ばかりの集まりに紅一点として現れたという。また自分を最も目立たせる演出にも凝り、わざと遅れて到着したり、秋波を送ったり一座の男性の関心を集めることに熱心であった。テニソンやメレディスなどはこうした性的な力の誇示に辟易したらしく彼らの評価は辛口である。だがchedwaiによれば、カロラインはことさら〈妖女〉としての自分を演出した節もあるという。一座の注目を浴び夢中にさせる—そうした自己劇化の血がカロラインに流れていることは否めない。それが議会でも名優ぶりを發揮せずにいたおられなかった祖父から受け継いだ毒とすれば、それを活性化させたのは充足の奪われた結婚生活そして醜聞事件であった。彼女の派手な振舞いは、ある意味で時代を超越している。しかしそれは時代への挑戦というよりは、単なる気晴らしであった。一方彼女にとって重要な仕事と興味は詩や小説の執筆にあった。

当時彼女はエリザベス・ブラウニングをおさえて「当代一の女流詩人」と讃えられ、「女バイロン」とも称せられていた。そのことを思えば今一つの彼女の醜聞、即ちサウジー亡き後、桂冠詩人に任命するよう要求した事件もいさかは割り引いて考えたくなる。もっとも彼女の諸作品は生前の高い評価や人気にもかかわらず今日殆ど顧みられない。その詩にいち早く工場で搾取される労働者や中国のあへん窟を登場させるなど、トピカルな話題を取り入れるに敏であったが、それらは自分の悲しみを歌うための隠れ蓑であり、自己正当化のための想像のはけ口であった。しかしそれでも彼女の作品は、その人の印象とは対照的に莊重で深刻な調子を帯び、社会問題、とりわけ女性をめぐる問題に人々の関心を向けさせ広く女権運動のための精神的土壌を培った点は、見のがしてはならないだろう。また未婚の母を主人公とする *Lost and Saved* (1863) は彼女の最良の作品といわれているが、シドニー・ハーバートとの逢瀬を下敷にしたこの半自伝的小説には、率直な性的感情の表出が見られることも付け加えておかねばならない。

カロライン・ノートンは19世紀の一人のフェミニストである。しかし、その

### 『尊の女——カロライン・ノートンの物語』

見識や節操によってではなく、逞しい自己愛と豊かな才能が可能にしたその率直な表現行動によって後世に少なからぬ結果を残した人であった。彼女の小説も詩も、彼女の思い入れにもかかわらず作品としてはもてはやされることはない。しかしその魂の精彩は同じ時代の多くの文人に彼女自身をモデルとする作品を書かせている。例えば始めにも上げたメレディスの『クロスウェイ館のダイアナ』、またディズレイイの『エンディミオン』(1880)。それからchedzoyは挙げていないけれどもアン・ブロンテによる『ワイルドフェル屋敷の住人』(1848)、またサッカレイの『バリー・リンדון』(1844)『虚栄の市』(1848)、『ニューカム家の人々』(1855) もカロライン・ノートンと浅からぬつながりがあるようだ。本書はこの意味で19世紀イギリスにおけるノートン現象研究(?)の核にもなるはずである。

(Alan Chedzoy, *A Scandalous Woman: The Story of Caroline Norton.* London : Allison & Busby, 1992. 312pp.)

[追記] 上記のカロライン・ノートンの伝記を御教示下さったのは、松村昌家先生である。記して感謝を申し上げます。

### 参考文献

- Clarke, Michael M. "William Thackeray's Fiction and Caroline Norton's Biography: Narrative Matrix of Feminist Legal Reform." *Dickens Studies Annual* 18(1989), 337-51.
- Gordon, Felicia. *A Preface to the Brontës.* London : Longman, 1989.
- Mitchell, Sally, et al. *Victorian Britain : An Encyclopedia.* New York : Garland, 1988.
- 北条文緒、クレア・ヒューズ、川本静子、『遙かなる道のり——イギリスの女たち1830—1910』国書刊行会 1989.
- 川本静子、北条文緒編『エッセイ集・ヒロインの時代』国書刊行会 1989.